

基本方針

・代表者を含む全社員は、「輸送の安全確保」が社会的使命であることを認識し、輸送の安全計画の策定・実行・チェック・改善(P・D・C・A)のサイクルを活用し、安全輸送の徹底を図る。

安全運行管理

・代表者及び安全統括管理者は、運輸安全マネジメントに関する全ての事項について選任した内部監査委員会がチェックし、改善点の提言に対し速やかに検討し、必要部所に指示し実行させること。

・代表者及び運行管理者は、原則的に月1回、運転者の年間教育計画に添って教育・指導・監督を行うと共に全職員対象の安全衛生会議を開催し安全運行に対する意識付けを徹底して行うこと。

・代表者は全運転者を安全運転推進委員に任命し、ヒヤリ・ハット事例及び必要事項の共有化を図り安全運

転に反映させること。

・代表者は、職員を資格取得、各種講習、研修、講演会等に積極的に参加させ個々のスキルの向昇を図る事。

・代表者は、お客様の声を真摯に受け止め安全運行に反映させること。

・代表者及び統括運行管理者は運行管理及び整備管理の適正状態を定期的にチェックし、不適切な場合は速やかに是正すること。

・代表者は、全社員に年 2 回会社指定の医療機関による健康診断を受診させ、結果に基づく指導助言をすること。